

平成27年度 第2回

職業訓練指導員講習受講案内

(48時間講習)

群馬県職業能力開発協会

すぐれた技能労働者は、よき指導力をもった練達した職業訓練指導員によって育成されるものです。

このため、職業能力開発促進法では、職業訓練指導員の免許制度を設けて一定の資格を定め適切な職業訓練指導員の養成確保を図っています。

免許は、職業能力開発大学校における指導員訓練(長期過程または専門課程)修了者、職業訓練指導員試験合格者、または、「労働大臣の指定する講習」(48時間講習)修了者の申請により交付されます。

また、工業または工業実習等の高校教員普通免許状所有者も一定の要件を満たせば申請により免許が交付される場合があります。

この48時間講習は、5に掲げる受講資格所有者に対し、職業訓練指導員に必要な指導方法等に関する能力を付与するため、昭和45年労働省告示第39号による講習として実施するものです。

修了後の特典

申請により職業訓練指導員の免許証が交付されます。

なお、この免許を取得すると技能検定(1級、単一等級、2級、3級)受検の際に学科試験が免除されます。

1 講習期間、時間

平成28年 2月 3日(水)、4日(木)、5日(金)、8日(月)
9日(火)、10日(水)

計6日間の午前9時から午後5時まで

2 場 所

職業支援センターいせさき
伊勢崎市宮子町1211の1

3 定 員

50名程度とする。

4 講習内容

科 目	内 容	期 間 (時 間)
職業訓練原理	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練指導員の役割等	6 日 間 (48時間)
教科指導法	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価、入校選考等	
労働安全衛生	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等	
訓練生の心理	訓練生の把握、訓練生の特質の理解、技能の習得等	
生活指導	生活指導の分野、生活指導の方法等	
関係法規	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等	
事例研究	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究	
(確認テスト)	(合格者————→講習修了証)	

※ 講習は全科目受講しないと最終日の確認テストを受けられません。

5 受講資格

No.	受 講 資 格	実務経験 年 数
1	技能検定合格者（1級または単一等級） *（注）2をお読み下さい。	—
2	大学卒業者（免許職種に関する学科を履修した者）	2
3	短期大学または高等専門学校卒業者（免許職種に関する学科を履修した者）	4
4	応用課程の高度職業訓練技能照査合格者	1
5	専門課程の高度職業訓練（旧能開法規則による専門課程及び訓練法規則による専門訓練課程の養成訓練を含む）技能照査合格者	3
6	専門課程の高度職業訓練（規則別表第6に定めるもの。旧能開法規則別表第3の2の専門課程の養成訓練及び訓練法規則別表第1の専門訓練課程の養成訓練を含む）修了者（※ 上記No5に掲げる者を除く）	4
7	普通過程の普通職業訓練（旧能開法規則による普通課程及び訓練法規則別表第1の普通訓練課程の養成訓練を含む）技能照査合格者	6

No.	受 講 資 格	実務経験 年 数
8	普通課程の普通職業訓練(規則別表第2に定めるもの。旧能開法規則別表第3による普通課程の養成訓練及び訓練法規則別表1の普通訓練課程の養成訓練を含む)修了者(※ 上記No.7に掲げる者を除く)	7
9	短期課程の普通職業訓練〔規則別表第4に定めるもの(旧能開法規則別表第7の職業転換課程の能力再開発訓練及び訓練法規則別表第1の職業転換課程の能力再開発訓練を含む)で訓練時間の基準が700時間以上であるもの〕修了者	10
10	昭和53年改正規則による専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む)修了者	10
11	外国の学校卒業者(学校教育法による大学と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を履修した者)	2
12	旧法の認定職業訓練(3年)または旧法の技能者養成終了者	7
13	高等学校卒業者(免許職種に関する学科を履修した者)	7
14	旧法の専門的な技能に関する職業訓練(2年、3,600時間)または旧法の認定職業訓練(2年)修了者	8
15	旧法の基礎的な技能に関する職業訓練(1年、1,800時間)または旧法の公共職業補導所の職業補導(1年、1,824時間)修了者	10
16	旧総合職業補導所(1年、1,824時間)修了者	10
17	家事サービス職業訓練担当者	—
18	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	3
19	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者(※ 上記No.18に掲げる者を除く)	4
20	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練技能照査合格者	6
21	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者(※ 上記No.20に掲げる者を除く)	7
22	旧訓練法規則による専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注)1 いずれも免許職種に関する学科、訓練等であること。

(注)2 ・技能検定職種にはありますが職業訓練指導員免許職種がないものは16職種あります。

その職種は次のとおりです。

溶射、金属ばね製造、ロープ加工、金属研磨仕上げ、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立て、空気圧装置組立て、ファインセラミックス製品製造、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示

・職業訓練指導員免許職種はありますが、48時間講習の受講資格のない職種は2職種で、次のとおりです。

電子回路接続、バルコニー施工

6 修了の基準

講習を無遅刻、無欠席で受講し、最終日の確認テストにおいて基準以上の点数を得た者に対して、修了証書を交付します。

この修了証書は、職業訓練指導員免許の申請をする際の証明書となります。

7 申込手続

(1) 提出書類

(ア) 職業訓練指導員講習申込書（裏面の履歴書を含む）

(イ) 受講資格を証する書面

○技能検定合格者は、合格証書の写し

○大学、短大、高等専門学校、高校卒業者は、卒業証書の写しと専門学科の履修証書及び雇用主の発行する実務経験証明書（申込書の裏面のものを使用すること）

○訓練校修了者等は、修了証書（技能照査合格者は合格証書）の写しと雇用主の発行する実務経験証明書（申込書の裏面のものを使用すること）

※ 実務経験証明書は、受講申込書が被雇用者でない場合には、事業協同組合等
業組合長の証明とする。

(2) 受講料等

(ア) 受講料の額

16,200円（テキスト代・消費税含む）

(イ) 納付方法

後日受講票と受講料の払い込み用紙をお送りいたしますので、講習開始日までに払い込んでください。

(ウ) 申し込み後、自己都合で申し込みを取り消しても受講料はお返しできません。

(3) 書類の提出先

群馬県職業能力開発協会

〒372-0801 伊勢崎市宮子町1211の1

TEL 0270-23-7761

FAX 0270-21-0568

(4) 書類の提出期限

平成28年1月13日（水）まで〔郵送によるものは、1月13日（水）必着〕

8 その他

免許申請手続について

講習修了者は所定の申請書により、群馬県への申請となります。

その際必要な申請料は群馬県証紙での納付です。

詳細については群馬県職業能力開発協会までお問い合わせください。

職業訓練指導員免許職種（123職種）と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工、工場鋳金、鉄工、建築鋳金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発電電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工、鉄道車輛製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工
織機調整科	機械調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整、機械木工、家具製作、建具製作、製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版、印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
レザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造、菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造、酒造
建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作、サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官、タイル張り
築炉科	れんが積み、築炉
畳科	畳製作
配管科	配管、浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井、ウエルポイント施工
建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築鋳金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工、表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
土木科	ウエルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印象彫刻科	印象彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装、塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科	調理
中国料理科	
西洋料理科	
臨床検査科	
デザイン科	
フラワー装飾科	フラワー装飾
情報処理科	
福祉工学科	

No.

職業訓練指導員講習申込書

申込年月日 年 月 日

群馬県職業能力開発協会長 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 年 月 日

職業訓練指導員の講習を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

- | | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 免許職種 _____ | 科 |
| 2 | 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたことの有無 | 有 ・ 無 |
| 3 | 禁固以上の刑に処せられたことの有無 | 有 ・ 無 |
| 4 | 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無 | 有 ・ 無 |

取消し都道府県知事名

取消し年月日 年 月 日

受講資格 判定	※
------------	---

履 歴 書

※印の欄には、記入しないこと。

ふりがな				生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
氏 名							
現 住 所					連絡先	電話番号 () -	
最終学歴	学 校 名	学 科 又 は 課 程	所 在 地	在 学 期 間	卒 業 ・ 中 退 等 の 別		
				年 月 ~ 年 月 (年 月)			
訓 練 歴	訓 練 校 名	訓 練 科	所 在 地	訓 練 期 間	修 了 ・ 中 退 等 の 別		
				年 月 ~ 年 月 (年 月)			
職 歴	事 業 所 名	地 位 職 名	所 在 地	在 職 期 間	職 務 内 容		
				年 月 ~ 年 月 (年 月)			
				年 月 ~ 年 月 (年 月)			
				年 月 ~ 年 月 (年 月)			

実 務 経 験 証 明 書

上記の者は () ます。	年 月 日から	年 月 日までの間、	() の業務に従事していたことを証明し 所 在 地 名 称 年 月 日 代表者名	⑩
上記の者は () ます。	年 月 日から	年 月 日までの間、	() の業務に従事していたことを証明し 所 在 地 名 称 年 月 日 代表者名	⑩
上記の者は () ます。	年 月 日から	年 月 日までの間、	() の業務に従事していたことを証明し 所 在 地 名 称 年 月 日 代表者名	⑩

() は具体的に業務内容を記入して下さい。